

自転車シェアリング事業検討会の設置について

1 趣旨

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、23 区内でも自転車シェアリング事業が進んでおり、都と基本協定を締結した 4 区（千代田・中央・港・江東区）では、平成 28 年 2 月より相互乗り入れの実証実験を開始した。本区においても、自転車シェアリング事業の有効性等を検証するため、庁内に検討会を設け、実証実験、他区との連携等の検討を行う。

2 検討会

(1) 検討事項

- ① 自転車シェアリング事業の実施計画（実証実験・効果検証等）に関すること
- ② サイクルポートの設置場所の選定及び運営事業者の選定に関すること
- ③ 事業導入に係る庁内及び近隣区等との調整に関すること
- ④ その他自転車シェアリング事業導入に係る必要な事項

(2) 構成員

◎土木部長、○管理課長、企画課長、契約管財課長、区民課長、アカデミー推進課長、観光・国際担当課長、みどり公園課長、都市計画課長、環境政策課長、施設管理課長

（◎＝会長、○＝副会長）

3 今後のスケジュール（予定）

平成 28 年	4 月	議会報告
	5 月～	サイクルポート設置場所の選定・交渉 運営事業者の選定基準検討 等
平成 29 年	3 月	運営事業者の決定
	4 月～	サイクルポート整備等
	10 月	実証実験開始（～平成 31 年 3 月まで）